

耐震シェルター整備工事 に対して補助を実施します



地震時住宅倒壊から人命を守ることを目的とする、耐震シェルター整備工事を行う場合に、**1戸当たり30万円（限度額）**の補助を実施します。詳しくは、市都市計画課へお問い合わせください。

◇申請受付

令和6年12月6日（金）まで

※申請額の合計が補助金の予算額に達した時点で終了します。

※整備工事は2月末までに完了してください。

◇補助対象経費

耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用

◇補助限度額

上限30万円

◇木造住宅耐震改修費等補助事業の補助を受けるための主な条件

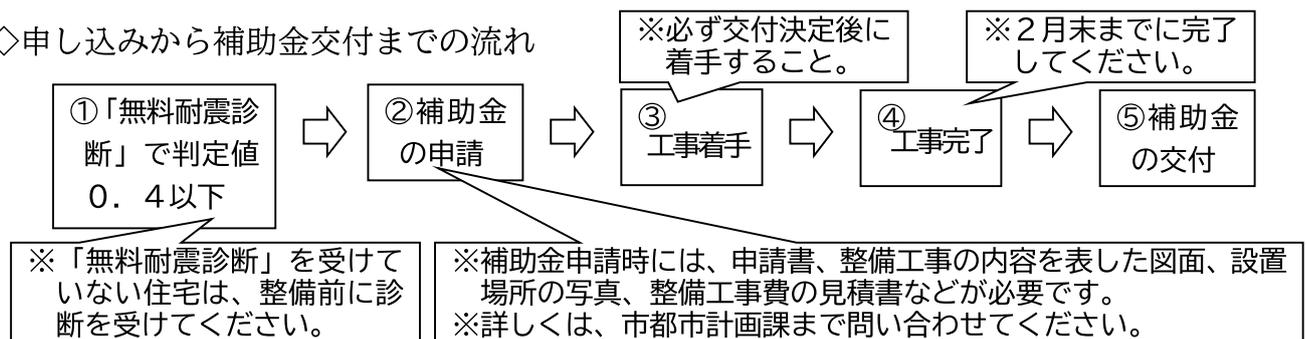
- ①旧基準で建てられた木造住宅(昭和56年5月末日までに着工)で市が実施する「無料耐震診断」を受け、判定値が0.4以下と診断された住宅を整備するもの
- ②高齢者^{※1}又は障がい者^{※2}を含む世帯であること

※1 高齢者：申請年の年度末時点で年齢満65歳以上の者

※2 障がい者：身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神保健福祉手帳の交付を受けた者、愛知県知事の発行する療育手帳又は愛護手帳の交付を受けた者

- ③過去に知多市民間木造住宅耐震改修費等補助事業等の補助金の交付を受けた住宅でないこと。
- ④愛知県知事の認める工法であること

◇申し込みから補助金交付までの流れ



◇問い合わせ先

知多市都市計画課 電話0562-36-2669（直通）

木造住宅耐震改修費等補助のご案内

申請者

耐震シェルター整備補助

都市計画課

知多市民間木造住宅耐震診断（無料）

判定値0.4
以下

判定値1.0
以上

耐震性あり
補助対象外

耐震シェルター
整備計画



補助金の申請は12月6日まで、
工事は2月末までに完了して下さい

補助金交付申請書
作成

提出

補助金交付申請書
受付



工事契約は決定通知後に

工事契約

決定通知書送付

補助金交付決定

工事着手

中間立会い
日程の調整

中間立会い

中間立会い

工事完了

工事完了後30日以内に提出

実績報告書作成

実績報告書受付

確定通知書送付

補助金確定

請求書

提出

補助金支払い

補助金

補助金は上限30万円